

ロングステイアドバイザー協会理事会運営規程

第1章 総則

第1条：目的

本規程は、ロングステイアドバイザー協会（以下、「LSA 協会」という。）の定款第5章「役員」、及び第7章「理事会」に基づき、LSA 協会役員である理事・監事、及び理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

第2条：理事会の種類

- 1) LSA 協会理事は、LSA 協会定款第7章「理事会」第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、及び第37条の基本方針に沿った理事会を運営する。
- 2) 理事会は、通常理事会（定例理事会）と臨時理事会とする。
- 3) 通常理事会は、年12回開催する。
- 4) 通常理事会は、原則として毎月1回、開催時間1時間を目途に、定期に開催する。
- 5) 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - ①定款第32条(1)により、代表理事が必要と認めたとき。
 - ②定款第32条(2)により、代表理事である会長（以下、代表理事、と記す。）以外の理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - ③定款第25条により、前号の請求があった日から14日以内に、その日から30日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - ④定款第32条(3)により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

第3条：理事会の構成、及び任期

- 1) 理事会は、定款第30条により、すべての理事、及び監事をもって組織する。
- 2) 理事の任期は、毎年7月1日に始まり翌年の6月30日に終わる。
- 3) 理事の任期は、定款第16条により、1期2年とし、2期4年を限度とする。

- 4) 任期を設定する役員(理事)は、一般の理事のみとし、事務局長(財団部長)は、除外する。
- 5) 監事の任期は限度を3期6年とする。
- 6) 理事の任期算出方法は、各理事の在任年数を遡って算出する。

第2章 理事会の招集

第4条：招集者

- 1) 理事会は定款第33条により、代表理事が招集する。ただし、本規程第2条第5項第ロ号により理事が招集する場合、及び同条第5項第二号により監事が招集する場合を除く。
- 2) 本規程第2条第5項第ロ号による場合は、理事が、同条第4項第二号による場合は、監事が招集する。
- 3) 代表理事は、本規程第2条第5項第ロ号、または同条第5項第二号に該当する場合は、定款第33条(2)の規定により、その請求があった日から30日以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

第5条：招集通知

- 1) 理事会を招集するときは、定款第33条の規定により、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも14日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 2) LSA協会事務局は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3) 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第6条：書面による理事会

- 1) 代表理事は、必要があると認めるときは、理事会の招集を行わず、書面その他の方法によって各委員、及び部員の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。この場合、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。
- 2) 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

第3章 理事、及び監事の義務

第7条：理事、及び監事の義務

- 1) 理事、及び監事に就任したものは、本規定、ならびに LSA 協会定款をはじめとする LSA 協会各種規程による業務を遂行する義務を有する。
- 2) 理事、及び監事は、理事会の出席義務を有する。

第8条：理事会出欠の届け出

- 1) 理事、及び監事は、招集通知を受けたとき、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。
- 2) 理事、及び監事が理事会に出席する場合は、招集権者に対する出席を届け出る義務が免除される。
- 3) やむなく欠席するときは、理事会開催日の1週間前までに、電磁的方法により、全ての理事会出席予定者に届け出なければならない。
- 4) 理事の通常理事会年間出席率は、60%以上でなければならない。
- 5) 前項は、本規定第3条 2.、及び 4.によって、任期1年間に対する出席率を算出する。
- 6) 理事は会議への参加にあたり、時間を厳守しなければならず、やむなく遅刻、早退する場合は必ず全ての理事会出席予定者に届け出なければならない。

第9条：理事の選任、及び解任

- 1) 理事選任の対象者は、委員会及び部会に入会し、原則1年を経過した会員とする。
- 2) 理事の推薦方法は、会員による自薦及び他薦とする。
- 3) 理事が定款第18条各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
- 4) 理事が次の各号いずれかに該当するときは、理事会に承認された場合、解任を要求できる。
 - ①長期にわたり欠席となる時。
 - ②3回以上、連続して理事会を欠席した場合。
 - ③前条(3)に定める、欠席の届け出を怠った場合。
 - ④前条(4),(5)に定める、理事会年間出席率を下回った場合。

④前条(6)に定める、時間の厳守が遂行できない場合。

5) 任期内にて、5 回以上欠席した場合、任期中途であっても、5 回以上欠席した時点で解任を要求できる。

第4章 理事会の議事

第 10 条：議長

理事会の議長は、定款第 34 条により、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

第 11 条：定足数

理事会は、理事の過半数を超える出席がなければ理事会を開くことができない。

第 12 条：理事会の決議方法

- 1) 理事会の議決事項は、定款第 31 条・第 32 条によって、あらかじめ通知した事項とし、理事会への代理出席は認めず欠席の場合は委任状を提出する。理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2) 理事会の議事は、定款第 36 条により、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 13 条：決議の省略

定款第 36 条による、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。

第 14 条：報告の省略

理事、または監事が理事、及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

第 15 条：関係者の出席

理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を

徴することができる。

第 16 条：議事録

- 1) 理事会の議事については、定款第 37 条で定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 2) 本規程 第 6 条の書面等による理事会、及び第 13 条決議の省略の議事録は、同条に規定するその付議議案について確認を得た文書を以ってこれに代えることができる。

第 17 条：議事録の配布

事務局は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過、及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

第 5 章 理事会の権限

第 18 条：権限

理事会は、LSA 協会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事の選定、及び本規程第 9 条に定める理事の解任を行う。

第 19 条：決議事項

理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 定款に定める事項

- ① LSA 協会の業務執行の決定
- ② 代表理事並びに執行理事の選任・解任
- ③ 従たる事務局その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ④ 内部管理体制の整備
- ⑤ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ⑥ 事業報告及び計算書類等の承認
- ⑦ その他法令に定める事項

(2) 各種規程、及び規定に定める事項

- ① 下記の規則の制定、変更及び廃止
 - 1 本規程
 - 2 経理規程
 - 3 情報管理規程

- 4 個人情報保護規程
- 5 委員会、及び部会運営規程
- 6 ロングステイアドバイザー倫理規程
- 7 ロングステイアドバイザー協会 会員規程
- 8 その他必要な事項の規程、及び規定

㊦代表理事の選任、及び解任

㊧その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

㊨重要な事業その他の契約の締結、解除、変更

㊩その他理事会が必要と認める事項

附 則

本規定は、令和7年6月21日から施行する。